

IAA オークション関係者様各位

出品規定の改定のお知らせ

平素はIAA大阪をご利用戴きまして誠にありがとうございます。

このたび、下記の内容にて2020年7月1日より当オークション会場「出品規定14条」を安全管理上の観点より改定させていただきます。

今後ともご愛顧のほどをよろしくお願い申し上げます。

現行：第14条

長期残留車、及び放置車輛の罰則と強制処分

クレーム車等で出品しない車輛は、早急に引き取りすること。

これを遵守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。

14日以上搬出されなかった場合は 3,500円

以後1日を経過する毎 500円

なお、徴収に応じない時は保証金より差引くものとします。

また、長期残留車、及び所有者不明の放置車輛の場内外における事故損傷、盗難等について、IAAは一切責任を負いません。

*長期残留車及び放置車輛は、一定期間経過した後、強制的に処分します。



新：第14条

放置車輛と不明車輛について

第11条及び12条で規定されているように「オークション開催週の土曜日の正午までに引き取れない車輛は自動的に再出品」となりますが、正当な理由で出品できない車輛以外は放置車輛とし、オークションに関係のないIAA敷地内の車輛は不明車輛とします。

放置車輛及び不明車輛については、放置駐車料金として1日5,000円（税別）を徴収します。

また、放置車輛及び不明車輛のIAA敷地内における事故損傷、盗難等について、IAAは一切責任を負いません。

*放置車輛及び不明車輛は、警告を行った上、1週間を経過した後、強制的に陸送もしくは廃棄処分をすることがあります。この場合の陸送費用・廃棄費用等は放置車輛及び不明車輛の所有者負担とし、徴収または保証金などから差し引くものと致します。

「IAAトラックオークション規定 出品規定 第13条」も
7月1日より変更致します。

2020年6月1日
株式会社アイ・エー・エー
大阪府泉津市夕凧町1番2
0725-33-1212